

### 施設公聴の実施

障害者各種施設を広く県民に理解してもらうため、毎年行っている施設公聴に、更生施設、授産施設、優良事業所等を組み込んだ特別コースを設ける。

### 作品展の開催

身体障害者、精神薄弱者及び精神障害者の合同の作品展示会を開催する。

### 夏祭りの開催

障害者やその家族などと健常者が共に集う夏祭りを開催する。

### 日常生活機器展の開催

補装具、自助具、日常生活用具等の普及及び改善により障害者の日常生活の向上

を図る。

### 記念植樹の実施

障害者や一般県民の参加のもとに、公共の場所に「香りの小径づくり」のための香木を植樹し、訪れる人に安らぎと潤いを与える。

### 作文、標語、ポスターコンクールの開催

学生、一般県民及び障害者から障害者問題についての募集を行う。

〔障害者の実態に即した施策の充実と住みよい環境づくり〕

障害者の社会への完全参加と平等の実現は、障害者個々のニーズを十分には握



身体障害者体育大会

し、これに即応した施策の充実を図るとともに、障害者が健常者とともに地域において活動し、生活できる環境をつくりあげることにより達成されるものであります。

このため国際障害者年を契機として次の事項を重点に推進します。

### 障害者実態常時は握システムの確立

障害者個々の生活実態に即応した適切な福祉施策推進の基本となるデータの収集・整理のための障害者実態常時は握システムの確立に努める。

### 障害の発生予防、早期発見、早期療育体制の充実

障害の発生予防には、先天的障害児の発生予防が極めて重要であり、遺伝相談や妊娠後の母体の健康管理、新生児の健康管理などの充実強化を推進します。

先天異常や遺伝性疾患などの出現を防ぐため、各保健所に優生保護相談所を併設し、遺伝学の知識を基礎とした医学的情報を提供し、相談に応じる。

心身ともに健康な児を出産するために、保健所の妊婦健診や医療機関委託の妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常及び障害児の出生予防に努める。

フェニールケトン尿症等の先天代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、早期発見、早期治療により精神薄弱等の心身障害の発生を防止することができると、公費で検査料を負担し、生

後まもない新生児を対象に検査を実施する。

将来、脳性まひ児に進展するおそれのある脳性運動障害児を、治療効果が最も期待できる乳児期に超早期発見するとともに、超早期治療に努め、あわせて機能回復を図るために、各保健所で聴き取り調査、アンケート調査及び検診を実施する。

肢体不自由の起因疾患の中で高い発生頻度を示す先天性股関節脱臼は、早期治療により完全治癒しうるため、極力乳児初期に発見し適切な治療を受けられるよう保健所の乳幼児健診等の際、検診・指導を実施する。

幼児期において身体発育及び精神発達の間から最も重要である三歳児に対して、医師、歯科医師等による総合的健康診査を実施し、疾病の有無だけでなく精神発達検査等多角的検診を行い、あわせて肢体不自由や精神薄弱等各種心身障害の早期発見に始める。

### 障害者の住みよい街づくりの推進

障害者の生活環境を改善し、社会参加を容易にするために、公共施設、公共交通機関の改善、道路の段差解消の促進及び障害者向公営住宅の計画的建設を推進します。

### 特殊教育の充実

昭和五十四年度から養護学校教育の養

進する。

### 障害児保育事業を推進する。

### 障害者雇用の促進

障害者は、能力を生かした職場配置、適切な教育訓練の実施、さらには、作業施設の改善などにより、健常者と同等又はそれ以上の能力を発揮することができると、すべての障害者が働く場を得られ、真に生きがいのある生活を確保されるよう、社会全体がその責務を果たさなければなりません。「日本もやっとな進国の仲間入りができた。」と言われた「身体障害者雇用促進法」の制定（昭和三十五年）以来、外くの施策が進められ、雇用の促進が図られており、県としても、行政の重点施策として取り組んでおります。

しかしながら、常用従業員の中に、一定率以上の身体障害者を雇用するよう、法律で義務づけているにもかかわらず、県下の民間企業の五〇％近くが、その義務を果たしておらず、また平均雇用率も、法定の一・五％を下回る一・二八％となっております。

このため、本県の障害者雇用を促進するため、今までの施策に加え次のことを実施し、障害者の雇用を促進します。

熊本県と、公共職業安定所が協力して、地域に密着した雇用促進展、雇用相談、職業相談等を実施し障害者のための各種相談制度の有効活用等を図る。

集団見合方式で実施した新規学卒障害者の雇用促進会の実施は、数多くの企業と生徒が、効率的に結びつき易くさわめて好評であり、新規学卒以外の障害者にも拡大して開催する。

### 熊本心身障害者職業センターにおいて、心身障害者の能力、適正の科学的判定を行い、雇用の場の拡大を進める。

精神障害者の社会復帰対策の促進

### 精神障害者の社会復帰を促進するため、次の事項を重点に推進します。

### 社会生活適応施設の整備

### 職親制度の充実

### 社会復帰相談、指導事業の拡大

### 障害者のスポーツ振興

スポーツ、レクリエーションを通じて、障害者相互の親ばくと機能の回復に資するため次の事項について充実、促進を図ります。

### 障害者スポーツ指導者の養成

### 障害者スポーツ団体の組織づくり

### 障害者のためのレクリエーション、各種愛好会の振興

〔障害者福祉施設の充実と福祉従事者の資質の向上について〕

福祉施設の充実、体系化を図る一方、福祉従事者の資質の向上並びに障害者のためのボランティア活動を促進することにより、施設及び在宅を通じた体系的

務制施行、昭和五十五年度から特殊教育諸学校の新学習指導要領の実施等にもない、すべての心身障害児が障害の種類やその程度並びに特性に応じた教育を受けることができるようになりました。

本県における特殊教育の現状は、十九校の特殊教育諸学校で千四百九十四人、小学校や中学校の特殊学級では千三百一十人の児童生徒が教育を受けています。

このうち義務教育段階の児童生徒は二千四百五十一人で、これは本県学齢児童生徒二十四万二千二百五十人の約一％にあたります。この外重度の障害のため医師の診断で就学は無理といわれ親の願出により猶予免除している学齢児童生徒は四十六人います。この数を養護学校義務制施行の予告政令が出た昭和四十八年の猶予免除者数三百七十人と比較すると大きく減少しています。

本県の特殊教育をより充実発展させるため次の事項について充実促進を図ります。

市町村教育委員会の就学指導委員会委員に専門的研修を実施し、就学指導の充実を図る。

- 心身障害児巡回相談を実施し適正な就学指導を行う。
- 特殊教育に関する冊子等を県下小・中学校に配布し、この教育を正しく理解させるとともに、校長、教頭、教員を対象とした研修を実施する。

障害の種類及びその程度に応じた指導の研究を推進するとともにその助成に努める。

### 教員を大学及び諸研究機関へ長期研修生として派遣し専門的研修を深め資質の向上を図る。

### 学級編成及び教職員定数の改善。

### 昭和五十六年度に大津養護学校を開校し、特殊教育の拡張拡充を図り、また、新しい教具の活用や個々の児童生徒の障害に応じた教材教具の開発に努める。

### 障害児の就学前教育及び後期中等教育についての検討を深める。

### 小・中学校に心身障害児理解推進のための研究指定校を設け、障害児の正しい理解と認識をはかる指導の研究を行い、その成果を広く県下に紹介し正しい理解を呼びかける。

### 地域の特を生かした在宅福祉の充実

### 障害者が地域において、精神的な豊かさや人間的な生きがいを持って生活できるように在宅福祉の充実について次の事項を重点に推進します。

### 補装具、日常生活用具等各種福祉給付制度並びに相談事業等を充実する。

### 障害者地域福祉モデル事業、盲人ガイドヘルパー派遣事業など障害者社会参加促進事業を充実する。

### 在宅障害者デー・サービ事業を促進する。

### 収容施設の地域へのオープン化を促